

## 令和7年 八潮市農業委員会12月総会 議事録

1 開催日 令和7年12月23日(火)

2 開催時間 午後2時00分から

3 会場 市役所会議室3-4

4 出席委員 13名

会長 1番 小早川喜一

会長職務代理者 2番 鈴木 新一

委員 3番 大塚 一宏

11番 篠木 秀彦

4番 齋藤 富子

12番 石井 清巳

5番 福岡 達則

13番 関根 幸子

7番 新井 孝美

14番 荻野 透

9番 田中 幸夫

15番 白倉 明久

10番 松田 淳一

5 欠席委員 2名

6番 飯山 敏行

8番 鈴木 隆

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について(照会)

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件

議案第24号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件

7 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長	瀧沢 昭仁
係長	平野 麗子
主任	矢川 貴法

開会 午後 2時00分

### ◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。ただいまより八潮市農業委員会12月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に、「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。」とございます。在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の出席者は13名でございます。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立していることをご報告いたします。

なお、6番、飯山敏行委員、8番、鈴木隆委員から欠席の連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、開会に先立ちまして、小早川会長よりご挨拶をお願いいたします。

---

### ◎会長挨拶

○会長 皆様、改めまして、こんにちは。

年の瀬の忙しいときに12月総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

先月の6日、7日、第51回八潮市農業祭には委員の皆様にはご協力いただきましてありがとうございます。また、石井委員、そして鈴木委員には米の無料配布にお力をいただきましてありがとうございます。また、事務局には米の袋詰めのお力を取っていただきましてありがとうございました。

出品数は167と、昨年よりも40弱少なかったというところでもございましたけれども、今年の酷暑と申しますか、天候を考えますと秋植え野菜の定植が遅れたというのは、それによりまして出品点数が少なくなるかなとは思っていたのでございますけれども、葉物ですね、特に小松菜が一度しかできなくなった等々私にとってはショックでございまして、農家の従事者の方の考え方がちょっと変わってきているのかなというふうに感じるところでございます。前は農業祭に合わせてきている、そういう状況で、40回ときには500点余りの出品数がございました。それが年々減っていつている状況でございます。

ちなみに、先日の農業新聞にありましたけれども、JA東京スマイルの農業祭、JA東京スマイルは足立、江戸川、葛飾3区でそのJAになっておりまして、303点という出品数があったそうでございますけれども、農地が少ない割にはよく出しているなというふうに感じたところでございます。

本日も幾つかご審議をいただく件数がございますが、慎重なるご審議をいただきますことをお願いいたしまして、開会に対しての挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

本日の傍聴者につきましては、出席の方がおりませんので、ご報告申し上げます。

ここで、資料の確認をさせていただきます。資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせをお願いいたします。

- |                               |          |
|-------------------------------|----------|
| ① 八潮市農業委員会 12月総会次第            | A 4      |
| ② 令和7年度違反転用対策重点パトロールの実施について   | (資料 - 1) |
| ③ 冬季パトロール報告書様式                |          |
| ④ 令和8年JAさいかつ管内標準的農作業料金について    | (資料 - 2) |
| ⑤ 視察行程表                       | (資料 - 3) |
| ⑥ 令和7年度全国農業委員会会長代表者集会決議内容について | (資料 - 4) |
| ⑦ 令和8年度農業委員会総会及び研修会等日程表(案)    | (資料 - 5) |
| ⑧ 農業委員会活動記録簿(12～1月分)          |          |
| ⑨ 電卓付電子メモ                     |          |

こちらにつきましては、農業会議より農業者年金の加入促進のための普及資材として送られてきました。個別訪問等で制度普及時にご活用ください。

資料は以上、9点となりますが、漏れ等はございませんでしょうか。

ないようなので、それでは、次第に基づいて議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する。」とうたわれております。小早川会長に議事の進行をお願いいたします。

次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他まで、よろしくをお願いいたします。

---

#### ◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づきまして進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

それでは、3番、大塚一宏委員、そして14番、荻野透委員にお願いをいたします。

---

#### ◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、瀧沢事務局長にお願いをいたします。

○事務局長 はい。

---

#### ◎議案第21号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5の議事に入ります。

議案第21号の1、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見照会の件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、次第の1ページをご覧ください。

議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の件でございます。

番号1、借受人住所、氏名、〇〇〇〇〇-〇〇-〇〇、〇〇〇〇、貸付人住所、氏名につきましてはご覧の〇〇名でございます。土地の所在につきましてはご覧の4筆でございます。地目は全て畑で、面積の合計が〇〇〇平米でございます。

権利の内容は、6年間の賃借権の設定です。

申請事由は、中間管理権の設定（新規）でございます。申請人は、農地の全てを効率的に利用し、耕作等事業を行う見込みで、必要な農作業に常時従事し、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさず、地域のほかの農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行う見込みであります。以上は農地中間管理機構との誓約書に明確にうたっており、また、利用状況の報告、賃料の支払いを誓約しております。

農業専従者は2名、年間従事日数は150日と180日です。現に耕作に供している農用地の面積は〇〇〇平米、主な作目といたしましてタマネギ、ジャガイモ、トウモロコシ、サツマイモなどの栽培ということです。主な出荷先は書類上では明らかではありませんが、聞き取り調査の段階では少量多品目での個別販売、通信販売を行っていること、将来的には市場や八潮市のふれあい農産物直売所を含めて出荷することを考えているとのこと。

所有農機具といたしましては、耕耘機2台、トラクター1台、トラック1台、運搬機1台

でございます。

次に、場所の説明をいたします。お隣、2ページをご覧ください。

八潮市役所〇側の出口を出まして、〇〇〇に向かって〇〇メートルほど進み、〇〇〇を〇折、〇〇〇を〇折いたします。〇〇〇の信号を〇〇し、〇〇〇に突き当たったところで〇折します。〇〇〇沿いに走ってまいりまして、そこで〇〇農地の中道と新堤防沿いに行く道に分かれるところで、中道のほうを〇〇メートルほど〇〇した〇〇を〇折した向かい側のご覧の着色した3か所でございます。

こちらにつきましては、7月にお諮りいたしました中間管理権との位置関係がございますので、3ページ目にお示しのとおり、3ページ目の写真撮影方向④と書いてある〇〇-〇〇について以前お諮りいたしました、そちらに隣接した土地ということで手続がまいております。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当の11番、篠木秀彦委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいたします。

○11番（篠木秀彦委員） 先日、事務局より、この案件が出たということで、現地調査の依頼があり、現地のほうへ行ってまいりました。

ここに載っている写真のとおり、きれいにされておりました。見たところ、別段いいのかなと思います。この貸付人、〇〇〇〇さんという方とお会いができて聞いていたところ、体の都合上、膝、腰が悪いから、貸しに出すということを伺いました。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と11番、篠木秀彦委員より、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見照会の件につきまして説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

2番、鈴木委員。

○2番（鈴木新一委員） 2番、鈴木です。

前、借り受けた土地というのはちゃんと野菜が栽培されていますか。

○事務局 事務局としては以前7月に中間管理権を設定した〇〇-〇〇につきましても良好に管理されており、順調に栽培を進められているように見られます。雑草が繁茂して手に余るような状態ではないように見えます。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

よろしいですか。

○2番（鈴木新一委員） 分かりました。

○議長 ほかにございますか。

3番、大塚委員。

○3番（大塚一宏委員） ちょっと気になるというか、4番の下に〇〇〇〇の名前が書いてあるのは、これは何か関係があるのですか。例えば〇〇〇〇に指導を頼んでいるのか、何の意味ですか。

○議長 事務局。

○事務局 総会資料は、標準的には1ページ目、2ページ目があって、すぐに4ページ目ですが、7月に〇〇〇〇さん所有の〇〇-〇〇を中間管理権の設定で〇〇〇〇さんがお借りになった位置関係、また、その土地に隣接した形で今回〇〇の借受けをされるという申出でしたので、借りている土地が隣接した状態でどんどん拡大されている状況が分かるかなと思いついて、こちらの3ページ目の図と所有者名をつけさせていただきました。

○3番（大塚一宏委員） わかりました。

○議長 この〇〇-〇〇というのが〇〇〇平米ですね。

○事務局 はい。

○議長 ほかにございますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思えます。

議案第21号の1について原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第21号の2、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見照会の件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 5ページ目をご覧ください。

議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の件の番号2でございます。

借受人住所、氏名につきましては、〇〇〇〇番地、〇〇〇、〇〇〇〇さんで、貸付人氏名につきましてはご覧の〇〇名の方でございます。

土地の所在につきましては、ご覧の10筆で、合計の面積が〇〇〇平米でございます。全て畑で利用されております。

権利の内容は、6年間の賃借権の設定（新規）でございます。

申請事由につきましては、中間管理権の設定でございます。

こちらにつきましても、申請人は農地の全てを効率的に利用し、耕作等事業を行う見込みで、必要な農作業に常時従事し、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさず、地域のほかの農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行う見込みであります。

以上につきまして、農地中間管理機構との誓約書に明確にうたい、また、利用状況の報告、及び賃料の支払いの誓約をされております。

農業専従者は2名で、年間従事日数は300日と260日でございます。現に耕作に供している農用地の面積が〇〇〇平米、主な作物といたしましては小松菜、枝豆、ブロッコリー、ニンジンなどの栽培をされていらっしゃる。主な出荷先は書類上では明らかではありません。所有農機具といたしましては、耕耘機1台、トラクターは2台、トラック3台を所有されていらっしゃる。

次に、場所の説明をさせていただきます。お隣、6ページをご覧ください。

八潮市役所〇側の出口を出まして、〇方向に進みます。〇〇〇に向かい〇〇メートルほど進み、〇〇〇を〇折し、〇〇キロほど進みます。〇〇を〇折して、〇〇〇に出まして、〇〇〇を〇〇キロほど進み、〇〇〇の交差点を〇折、〇〇メートル進みまして、〇〇〇を〇折しまして、〇〇〇と〇〇折した先の〇〇〇の〇側です。現地の様子はめくっていただきまして、7ページのような状況で、既に全体を耕うんされております。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当の15番、白倉明久委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○15番（白倉明久委員） 15番、白倉です。

12月22日に現地調査を行いました。この借り受ける農地の周辺に農地を所有しております、そちらのほうで野菜を作りながら、農業拡大という形で今回借り受けるということを説明を受けています。丁寧に耕されており、問題ない農地と確認いたしました。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と15番、白倉明久委員より農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見照会の件につきまして説明がございましたが、何か質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてからお願いいたします。

大塚一宏委員。

○3番（大塚一宏委員） これは〇〇〇平米、〇〇〇ですね。

○議長 これは農機具、全部書いてあるわけではないのだろうけれども、この農機具で賄えるの。

○3番（大塚一宏委員） 全部ではないのでしょうか。これだけではないのでしょうか。ほかに、主

立った機械、全部書かなければいけないのですか。

○議長 事務局。

○事務局 先ほど申しあげました農機具につきましては、農業経営及び農地利用状況に関する調査票に記載されているものを主に書かせていただいているものの、自己申告ですので、全部正直に書かれているかどうかを逐一現場で見ているわけではないので、全部かどうかは確認できません。

○議長 他市でも借りているところを合わせた面積ね。

○事務局 おっしゃるとおり、〇〇市や〇〇市、〇〇町の農地の面積全て合わせて〇〇〇平米です。

○3番（大塚一宏委員） 種まき機が載ってないのだから、手でまいているということになっている、そんなことはあり得ないでしょう。

○議長 そんなことはないですよ。

○事務局 そんなことはないです。

○3番（大塚一宏委員） 別に、どうなんですか、持っている全部を書かなくてはいけないということではないんでしょう。

○議長 事務局。

○事務局 恐らく今回、この土地で使うのはこの機械ですとお示しになられたのかなと思います。

○3番（大塚一宏委員） これは判断基準になるから、ちゃんと書いてもらったほうがいいと思うんです。

○事務局 はい、承知しました。

○議長 ほかにございますか。

ここで何を生産するの。

○15番（臼倉明久委員） 15番、臼倉です。

作付品目を尋ねたところ、小松菜、サツマイモ、ナスなどを予定しているということでした。

○3番（大塚一宏委員） などだから、ほかにもあるんでしょうけれども。

○議長 ほかにございますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思えます。

議案第21号の2について、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり可決いたします。

---

◎議案第22号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の8ページをご覧ください。

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件でございます。

番号1、譲受人住所、氏名が〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇さん、譲渡人が〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん、土地の所在、〇〇〇字〇〇〇〇〇、地目の登記が田で、現況が畑です。面積が〇〇〇平米で、利用状況は畑です。

権利の内容は所有権の売買で、申請事由につきましては農業経営の充実を図る（権利関係の清算）です。意見決定の根拠といたしまして、農業従事者は1名、従事日数は延べ300日、耕耘機は1台お持ちです。作付予定の作物がスイカやカボチャ、大根などとのことです。

備考といたしまして、平成23年5月10日に売買、条件が農地法第5条の許可として条件付所有権移転仮登記があります。上記土地において平成23年5月10日、公正証書を作成の上、土地の売買を目的に、申請人と土地所有者の間で金銭の授受及び司法書士において土地登記がなされました。現在までに家庭菜園として使用していらっしゃいます。

先日、申請人がJAさいかつが主催する相続相談会に参加した際、当該土地における仮登記は相続上懸案事項となることから、権利関係の清算を行うことを勧められ、登記についてアドバイスを受けたとのことです。このことから、農地の取得について農業委員会で相談をされ、登記に先立ち、農地の所有権移転のため農地法3条の許可を申請することとなりました。これについて、申請者に対し、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について説明し、確認したところ、現在のところ支障はないものと判断しております。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

今回の譲受人は、いわゆる農家の方ではございませんので、資料だけでは3条許可相当か、判断が難しいため、私と、それから鈴木代理、地区担当の石井委員とで申請者に対して事前に審査会を行いました。

その内容も含めまして、地区担当の12番、石井清巳委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○12番（石井清巳委員） 12番、石井です。

先週、事務局より話がありまして、17日に現地を調査しました。そして18日に、先ほど会長が言われたように事務局と会長、代理と私とで〇〇〇〇さんと呼んで審査会を行いました。その際に先ほど言われた現状と今後のことと、あとコミュニティについて、その辺を伺ったところ、適正な意見が述べられ、また日ごろパトロールしていきまして、ここは季節の野菜等を植え付けてきれいに管理されていまして、問題ないかと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と12番、石井清巳委員より農地法第3条の規定による許可申請許可の件につきまして説明がございましたが、何か質問、ご意見等がございましたら、自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

3番、大塚委員。

○3番（大塚一宏委員） 3番、大塚です。

この〇〇〇〇さんはほかに農地を所有してないわけでしょう。

○議長 事務局。

○事務局 はい、〇〇〇〇さんは、農地はございませんし、本人の聞き取りの結果も農地はお持ちではありません。

以上です。

○3番（大塚一宏委員） 3条で、農地として買うのでしょうか。できるんですか。

○議長 事務局。

○事務局 農地の3条許可審査要件としまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件の3要件のみでございます。

ご質問のありましたほかに農地がない中で所有ができるのかということにつきまして、最低面積要件というのが令和5年に廃止されましたので審査要件的には可能ではございますが、本来であれば、農地の適正な管理の面からいうと、3つの要件を満たしたからと言ってすぐに認められるわけではないということです。

○3番（大塚一宏委員） 最低面積というか。

○議長 下限面積がなくなった。

○3番（大塚一宏委員） なくしたんでしたっけ。

○2番（鈴木新一委員） 家庭菜園が可能ですね。

○3番（大塚一宏委員） 5反から3反になって。

○議長 事務局。

○事務局 下限面積が撤廃されたのは令和5年ではあるのですが、先ほどお話のあった所有権の細分化は、農地の管理上いいことではないので、〇〇〇〇さんの審査の際には周辺の農地

の所有状況についても調査をしました。〇〇〇〇さんが今回所有権移転をされる農地の面積が〇〇〇平米弱、〇〇〇坪に満たないところで、9ページ目にあります位置関係で周辺の農地の所有状況を確認しましたところ、一人の方がお持ちというわけではなく、おおむね大体八條のこの辺りの方なんですけれども、それぞれの筆をそれぞれの方がお持ちというような状況に変わりがないので、既に現金の受け渡しがされて20年近くたっておりますし、そのあたりの複合的な内容を加味した上で今回申請に至ったようなところではあります。もしこれが一人の人だけが持っていて、真ん中だけ〇〇〇〇さん所有ということであると将来の管理の面でも懸念が残るので、そこはちょっと、個別の事情をふまえて再度話し合いになったのかなというところはあると思いますが、今回についてはご本人の熱意ですとか、管理状況もありましたので、問題にはならないかなと判断しました。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

接道がないね。

○3番（大塚一宏委員） ああ。ない、大変だな、トラクターが入らない。

○議長 あれを持っていますね。ポチ。あれで自家菜園だよね。余ったらみんなに配って。

○12番（石井清巳委員） 修理工をやっているの、そのお客さんにあげたりして。近くに  
いる農業者の人がいるので、その人から教えてもらって。

○3番（大塚一宏委員） 〇〇〇〇さんって、まだ自動車修理をやっているんでしょう。

○12番（石井清巳委員） ええ、やっています。

○12番（石井清巳委員） ここは所有者がやっている、ほかの人たちは多いんだよね、周りにみんな。主にやっているのは〇〇〇〇さん、その方だけは農作業をしているけれども、あとは〇〇さんとか〇〇さんとか、〇〇〇〇さんとか、〇〇〇〇さんとかと所有しているけれども、その辺はやってない。何でこんなに細分化されているか、ちょっと分からない。誰か持っていたのを多分昔細かく売ったのだろうね。

○2番（鈴木新一委員） 綾瀬川放水路の関係でしたか。

○12番（石井清巳委員） いや、それとは関係ないと思います。もう昔だと思います。その昔、誰かが一人で持っていたはずなんです。それがみんな近所の人が少しずつ持っているというのは、家を建てるとかで少しずつ売ってとかで何かしたのではないかと思います。

○議長 ほかにございますか。

よろしいですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

○議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり可決いたします。

---

◎議案第23号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 続きまして、議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして、事務局に説明をお願いいたします。

○事務局 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件、次第の11ページのご説明をさせていただきたいです。

譲受人の住所、氏名、〇〇〇区〇〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇号、〇〇〇、〇〇〇〇、譲渡人住所、氏名が〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、土地の所在が〇〇〇字〇〇〇〇〇番〇〇、登記地目は畑、現況も畑です。地積の合計は〇〇〇平米です。

次に、お隣、12ページをご覧ください。

許可申請の権利の内容につきましては賃借権の設定5年です。

申請地の概要は、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の第2種農地でございます。

申請目的は資材置場、申請理由は、現在賃貸している資材置場より使いやすい申請地を賃借して資材置場を移転したく申請するものでございます。

資金計画及び調達計画につきましては、造成工事など経営するご自身の会社において施工されるということです。

次にめくって13ページをご覧ください。

場所について説明させていただきます。こちらは議案第21号の2でご説明いたしました利用権の設定をされた土地の〇側の〇〇〇の〇側でございます。

現地の様子は14ページです。

事務局からは以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして地区担当の15番、臼倉明久委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいたします。

○15番（臼倉明久委員） 15番、臼倉です。

12月22日に現地調査を行いました。現地に通る道路はトラックでも入れるような道幅がありまして、資材置場としても問題ない農地でありました。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と15番、臼倉明久委員より農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして説明がございましたが、何か質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてからお願いいたします。

2番、鈴木委員。

○2番（鈴木新一委員） 2番、鈴木です。

この左側、①のところに接道していると思うんですけども、ここに行くには13ページの地図上の○○○というバス停のところから下りていって、この道に至るのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 はい。

○議長 よろしいですか。

ほかにございますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり可決いたします。

議案第23号の議事は終了しました。

---

#### ◎議案第24号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 続きまして、議案第24号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件につきまして、私が担当の地域でございますので、議事の進行につきましては鈴木会長職務代理にお願いいたします。委員の皆様、よろしくをお願いいたします。

では、代理をお願いいたします。

○会長代理（鈴木新一委員） それでは、当議案につきまして、しばらく私が進行を務めさせていただきます。

議案第24号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の15ページをご覧ください。

議案第24号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてでございます。

相続人住所、氏名につきましては、○○○○番地、○○○さん、被相続人の住所、氏

名につきましては、〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん、特例の適用を受けようとする土地の所在が〇〇〇字〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇、登記地目は全て田で、現況地目は田及び畑、合計の面積が〇〇〇平米、こちらは〇〇号生産緑地でございます。被相続人の所有面積は〇〇〇平米です。被相続人のほか、もともと相続人の所有名義になっている土地もございまして、そちらを足しますと合計の所有面積は〇〇〇平米でございます。農地台帳で確認したところ、申請人の方は農業従事日数が年間〇〇日、売上げは〇〇です。所有機械は耕耘機、田植機、脱穀機、乾燥機、もみすり機、バインダー、乗用車の軽です。

次に、場所の説明をさせていただきます。お隣、16ページでございます。

市役所〇側の〇〇〇を〇〇〇に向かいます。〇〇〇交差点を〇折し、約〇〇キロ進み、〇〇〇、〇〇〇の交差点を〇折して〇〇メートル進んだ〇側の〇〇〇の土地でございます。

現地の様子は17ページでございます。

事務局からは以上です。

○会長代理（鈴木新一委員） それでは、同議案につきまして、地区担当、1番、小早川喜一委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいたします。

○1番（小早川喜一委員） 先日事務局より現地調査の依頼がありまして、連絡をしてから来てくださいというようなことだったので連絡したのですが、なかなか連絡を取れませんでした、今日の午前中行ってまいりました。

場所は〇〇〇の裏手です。16ページの図を見ていただくと、斜線の部分の左側ですね、この3枚の筆、これが田んぼとして供しているような状態で、そのほかの〇側は畑として使っております。畑のところは自家消費の野菜ですね。あとは果樹が端に植わっている状況で、田んぼのほうは刈り取った後の様子が見られます。適正に管理はされているということで、私はそのように感じましたので、問題ないかと思えます。

以上でございます。

○会長代理（鈴木新一委員） ただいま事務局と1番、小早川喜一委員より相続税の納税猶予に関する適格者証明の件につきまして説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

3番。

○3番（大塚一宏委員） 3番、大塚です。

2番と3番は田んぼなんですか。

○1番（小早川喜一委員） 田んぼです。

○3番（大塚一宏委員） 田んぼを作っているんですか。

○1番（小早川喜一委員） 作っています。以前聞いた話ですと、この産業道路に買収になる折に建設省に井戸を掘るという条件をつけたみたい、井戸を掘って、それで作付けしている

みたいです。この用水って、これは用水ではない……、田んぼを作っています。

○3番（大塚一宏委員） 田んぼを作っているんだ。

ちなみに、事務局にちょっとお聞きしたいのですが、ほかに八條以外で米を作っている田んぼってどこにありますか。ない……

○1番（小早川喜一委員） 2年くらい前は〇〇〇の脇の〇〇さんがやっていたけれども、今は……、あとはないと思います。

○3番（大塚一宏委員） ここだけ。

○事務局 はい。今会長がおっしゃったとおり、〇〇〇の〇側の〇〇〇平米くらいだったのですけれども、今は果樹園になったので……

○3番（大塚一宏委員） 八條以外ではここだけ。

○事務局 ここだけだと思います。

○3番（大塚一宏委員） 〇〇さんも、もう四、五年たつのではないか。

○事務局 〇〇〇の〇〇さんも建て売りになっちゃいましたので。

○3番（大塚一宏委員） では、ほぼ全部なのかな。

○1番（小早川喜一委員） だから、ずっと使ってない……

○3番（大塚一宏委員） ありがとうございます。

○会長代理（鈴木新一委員） その他ありませんか。

—— 委員より意見なし ——

○会長代理（鈴木新一委員） ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○会長代理（鈴木新一委員） 挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

ここで議案第24号の審議が終わりましたので、議事の進行を会長に戻したいと思います。

皆様のご協力、ありがとうございました。

○議長 鈴木代理、ありがとうございました。

次に、次第6の転用等届出受理報告につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、次第の18ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出につきましては、こちらに記載のとおり、共同住宅敷地1件、住宅敷地1件、資材置場1件、駐車場敷地1件の届出を受理いたしました。

次に、次第の19ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出につきましては、こちらに記載のとおり、住宅敷地1件、共同住宅敷地1件、合計2件の届出を受理いたしました。

以上となります。

○議長 ありがとうございます。

それでは、この後数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後で質問がございましたらお願いをいたします。18ページから19ページになります。

———— 資料確認 ————

○議長 そろそろよろしいでしょうか。転用等届出受理報告につきまして何かご質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

12番、石井委員。

○12番（石井清巳委員） これ、2番、〇〇〇平米で2階建て11棟とはほかのと合わせてということ、〇〇〇平米で11棟ということは。

○議長 事務局。

○事務局 こちらはほかの敷地も合わせた形で分譲住宅を計画していきまして、ここの〇〇-〇〇、〇〇-〇〇、〇〇-〇〇が農地だったため、ここの部分だけ農地転用の届出をした状況でございます。

以上となります。

○議長 石井委員、よろしいですか。

○12番（石井清巳委員） はい。

○議長 ほかにございますか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 なければ、転用等届出受理報告は終わりいたします。

---

### ◎その他

○議長 続きまして、次第7のその他にまいります。

その他につきましては、依頼事項1件、報告事項が2件のほか、連絡事項が幾つかございます。

初めに、依頼事項1件目、令和7年度違反転用対策重点パトロールの実施について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料1のほうをご覧ください。

こちらは、毎年この時期に埼玉県から依頼があります令和7年度違反転用対策重点パトロールの実施ということで、本年度も皆さんに行っていただきたいというお願いでございます。

このパトロールの目的につきましては、こちらの裏面にあります令和7年度違反転用対策

重点パトロール実施要領というところをご覧ください。

目的ですが、農地への不法盛土の違反転用を解消するためには未然に防止することが基本であり、発生した場合には早期発見、早期対応が重要であります。そのため期間を設定し、重点的にパトロールを実施することによって、違反転用の状況を把握するとともに、違反があった場合には速やかに是正指導を行うことを目的としております。秋に行っていただいた遊休農地を確認するパトロールではなく、不法盛土とか違反転用といったものをテーマにしたパトロールでございます。

こちらの実施要領ですと、実施時期は11月下旬から2月下旬のうちに5日間行うということですが、例年どおり、皆さんで個々に担当地区を回っていただいて、実施回数については例えば1日3件パトロールしたら、それは3回と計上してよろしいということですので、皆さんには自分の地区を一通りパトロールしていただいて、その報告書を出していただければその回数等は事務局のほうで確認しながら調整いたしますので、よろしくをお願いします。

パトロールの方法ですが、この資料1の次に農地パトロール報告書、それに担当地区の地図がついております。こちらを利用していただいて、作業的には秋にやっていただいた農地パトロールと同じく、自分の地区を巡回していただいて、もし不法盛土とか違反転用しているところが見つかったら地図に赤丸をしていただき、丸つきの番号を記入いただいて、同じ番号を報告書のほうに記載していただくようお願いいたします。残土が不法投棄されているなど違反する状態になっていたなど書いていただければと思います。そうそうあることではないので、異常がない場合は何月何日パトロールして異常なしと書いていただければ結構です。

先ほども言いましたが、一通り回っていただければと思っております。もちろん自分の地区を何日かけていただいても問題ありません。地図のほうですが、秋に使用していただいた住宅地図と同じものを使っていますので、数字番号が入っていますけれども、これは無視していただいて大丈夫です。年末年始のお忙しいところ恐縮ですが、時間を見つけてやっていただいて、来月の総会までに提出いただきたいと思っております。

安全に十分注意してパトロールしていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上となります。

○議長 ありがとうございます。

ただいま農地パトロールの説明について、何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

5番、福岡委員。

○5番（福岡達則委員） 5番、福岡です。

生産緑地地区の地図なんですけれども、これ、色がついてないのはバツテンとか、こういうのは何か変わっていますか。

○事務局 こちらの資料については毎年変わったところもありますので、今お配りしたのが最新の地図となっております。

以上でございます。

○5番（福岡達則委員） 若干ずれているのは、後でお知らせします。

○事務局 申し訳ないです。

○議長 ほかにございますか。

9番、田中委員。

○9番（田中幸夫委員） 9番、田中です。

住所がばらばらなんですけれども、この地図と実際の見た番号が違うのですけれども、これは住所と名前が、〇〇〇〇さんちのものあるんですけども、〇〇〇〇ではない。

○議長 事務局。

○事務局 こちらの配りしている住宅地図のマーカーが、現地との突合を目視で行っておりますので必ずしも正確ではないため、今お話のありましたとおり、詳細についての調べは事務局のほうでどんどん行いますので、申し訳ないのですけれども、言っていただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長 ほかにございますか。

よろしいですか。

それでは、皆さん、お忙しいとは存じますが、パトロールが1月、2月でもできますので、年末のお忙しいときでなくて、時間のあるときにやっていただいて、くれぐれも事故のないように十分気をつけていただいてパトロールの際にはよろしくお願ひいたします。

次に、報告事項1件目、先月の生産緑地の買取申出に伴う取得のあっせん依頼の結果について、事務局より報告をお願ひいたします。

○事務局 先月ご依頼しました生産緑地の買取の申出につきましては、ございませんでしたので、ご報告でございます。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

次に、報告事項2件目、JAさいかつ管内標準的農作業料金について、事務局より説明をお願ひいたします。

○事務局 こちら資料2の資料のほうをご覧ください。

こちらは12月10日に行われたJAさいかつ管内の農作業受託料金協議会からの資料となります。八潮市では小早川会長、大塚委員、新井委員にメンバーになっていただひてご参加

をいただいております。

標準的な農作業料金ですが、ほとんどの項目が令和7年度に比べて10%増額となっております。こちらの資料については必要な際にご参考にしていただければと思います。

以上となります。

○議長 ありがとうございます。

次に、連絡事項が3点ほどございます。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 まず、こちらは資料3のほうをご覧ください。

資料3といたしまして、来月の視察研修の行程表となります。

1月23日朝、総会を行った後に、その後視察研修に9時30分に出発し、道の駅に立ち寄り、視察先として埼玉県農業技術研究センターを視察し、その後道の駅に立ち寄り、八潮市役所に予想では18時過ぎに到着の予定となっております。日帰りの研修ですので、よろしくをお願いします。

こちら、研修のメインは熊谷にあります埼玉県農業技術センターにおいてイチゴと露地野菜についてご説明を受けることとなっております。

こちら研修に当たりまして市で負担できない昼食代などについて、各委員の方に自己負担をお願いしたいと思っております。こちらについてどのように差し引くかということをご協議いただいて、1月の報酬から差し引かせていただくか、当日徴収するか、どちらかをお願いしたいと思っております。

説明のほうは以上となっております。

○議長 ただいまの事務局からの説明で、支出の件ですけれども、これは報酬からでいいのでしょうか。どうしますか、報酬から差し引きでいいでしょうか。

——— 委員より意見あり ———

○議長 では、報酬から差し引くようにして。

○3番（大塚一宏委員） これは欠席した場合は、欠席する人はいいですか、出さなくて。

○議長 事務局。

○事務局 すみません、欠席委員さんの報酬の取扱いについて、実は過去の取扱いも調べたのですが、まちまちでした。欠席された方からも皆様と同額を引き落としさせていただいた年もありますし、欠席されるということではないという年もありましたので、今年につきましてはどのような取扱いにすればよろしいか、この場でお決めいただけると大変助かるんですけれども、難しければ、また後日でも大丈夫です。

目安としては今回日帰りですので、恐らく5,000円前後になるのかなというふうな目算ではあります。

以上です。

○議長 キャンセルというか、事前に欠席と分かったら、事務手続は面倒なの、そうでもないの。

○議長 では、一律にしちゃえば。

原則、研修も農業委員会活動の一環ですから、農業委員の活動であるというふうに認識していただいて、キャンセルも取る、そういう処理をしてください。

○事務局 一律で、ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

○事務局 では、報酬から差し引くということをお願いします。

なお、前回説明いたしました、今回の予定していた忘年会費を12月の報酬から差し引く予定でしたが、中止となりましたので、そのまま報酬が支払われますのでご確認のほうをお願いいたします。

こちら資料4のほうをご覧ください。

資料4は、令和7年度全国農業委員会会長代表者集会決議内容についてということで、埼玉県農業会議から送られてきたものです。

こちらの資料は国に対する要請活動の内容、決議内容が載せてあります。後でご確認していただければと思います。こちらについては以上となります。

最後に、資料5、こちらの日程表についてご覧ください。

こちらは来年度の農業委員会総会等の予定になります。日程及び場所について案としてお知らせしたものです。来年は8月に改選もあります、日程についてご確認いただければと思います。

説明事項としては以上となります。

○議長 ありがとうございます。

ただいまの連絡事項につきまして何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

では、最後になります、次回の日程について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次回1月の総会につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、1月23日金曜日、会議室3-4、総会后視察研修がございますので、会議時間につきましては午前8時30分からとなっておりますので、お間違いのないようよろしくお願いいたします。

以上となります。

○議長 ありがとうございます。

1月の総会は朝なのでございますけれども、何かとお忙しいと思いますが、時間に注意してご出席をお願いいたします。

ただいま事務局より1月の農業委員会総会のご案内がございました。

それでは、最後に皆様から全体を通して何かありましたら、お願いをいたします。

——— 委員より意見なし ———

○議長 特にないようでしたら、これにて議長の席を下ろさせていただきます。皆様のご協力ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○事務局長 小早川会長、議事の進行大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重審議をしていただき、誠にありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を鈴木新一会長職務代理よりお願いいたします。

○会長代理（鈴木新一委員） 皆さん、慎重審議、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の総会を閉会とさせていただきます。お疲れさまでした。

○事務局長 ありがとうございました。これにて散会いたします。皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 午後 3時15分